

内部質保証の状況について

—これまでの評価を通じて—

3巡目機関別認証評価においては 内部質保証が重点項目

- 内部質保証とは、

「大学が継続的に、自ら教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげることにより、質を維持し向上を図る仕組み」(説明会資料再掲)

- 仕組みとは、

「体制」と「手順」

- 質保証されるべき対象は、認証評価を行う対象：

教育研究上の基本組織、教員組織、教育課程、施設及び設備、事務組織、

**「3つのポリシー」、教育情報の公表、内部質保証(!)、財務、
その他(入学者選抜(教育課程の一部)、学生支援、管理運営等)**

(説明会資料再掲)

令和5年度までの結果

大学機関別認証評価委員会の下に内部質保証専門部会を設けて、専門的に検討した。
令和6年度以降も同様の方針。

結果：(基準2-3に則して)

- 「優れて機能している」と評価した大学
 - 令和元年度（実施初年度）
和歌山大学、 徳島大学、 豊橋技術科学大学
 - 令和4年度
福井大学、 大阪府立大学
- 改善を要する点を指摘して、基準を満たしていないとした大学
 - なし

今後の課題の認識

- 体制の整備が、訪問調査の実施時期まで及んでいる事例が散見された
 - ⇒ 実質的な整備があったことを確認のうえ、下記の下線部のように表記。
 - 大学評価基準に則した自己点検・評価の継続的な実施には至っていないが、これまでの自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式2-3-1のとおり実施し、その多くの課題について、対応済みあるいは対応中の状況にある。
- 「機能している」ことの確認ができない。
 - ⇒ これまでの改善事例の報告を求め(別紙様式2-3-1)、その分析を通じて評価。
 - これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2-3-1のとおり実施され、対応済みの状況にある。

令和4年度以降の 内部質保証に関するへの要望

- 内部質保証体制の整備が進んでいない状況を踏まえ、令和3年度に委員長所見にて周知を図ったが、令和4年度においても同様の事例が見られた。
- 令和3年度大学機関別認証評価結果に関する委員長所見（公表）

内部質保証の機能の状況については、諸法令等の改正も踏まえた体制の整備の結果として確認することが困難であり、従前の自己点検・評価体制における改善・向上の実績まで遡って確認することが必要であった場合が多い。第3巡目も4年度目となる令和4年度の対象大学においては、特に自己評価書の作成の段階で内部質保証が機能していることを明らかにしていることが期待される。

- 第3者評価結果を活用した場合の内部質保証の機能の状況

第3者評価結果の活用とは、教育研究上の基本組織の自己評価書（領域6）の代わりに第3者評価結果を用いることである。当該の教育研究上の基本組織が領域6の基準を満たしていることを必ずしも意味していないことに注意が必要である。

内部質保証体制の中で、第3者評価において指摘された改善事項等に対して、改善及び向上の取組が実施され対応済みの状況であることが示されている必要（別紙様式2-3-1）がある。